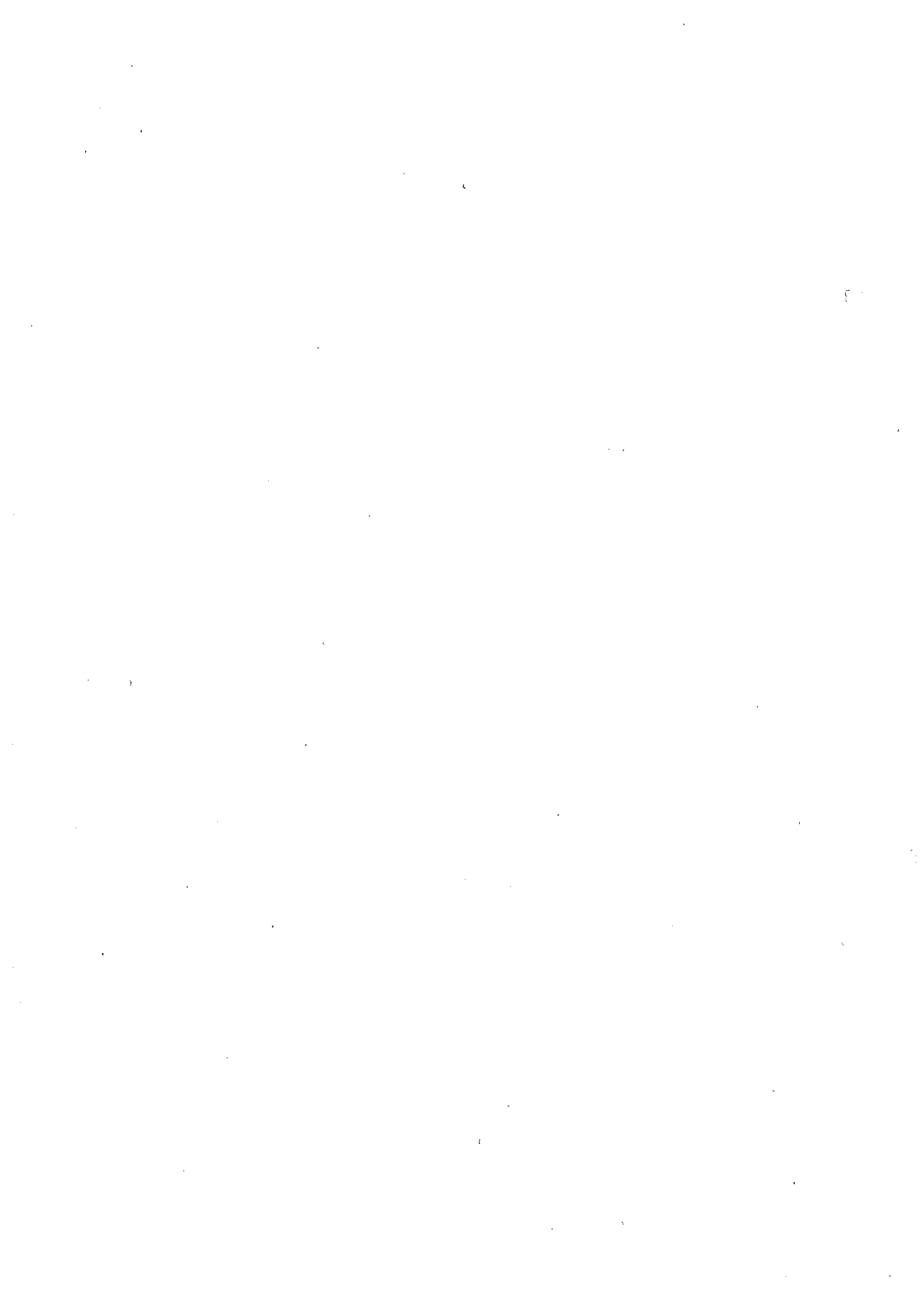


報告第29号～第31号

令和6年11月7日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市



## 報 告 目 次

報告第 29 号	専決処分の報告について	1
報告第 30 号	専決処分の報告について	5
報告第 31 号	専決処分の報告について	9



専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月7日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

令和6年度鈴鹿市一般会計補正予算（第3号）



専 決 処 分 書

令和6年度鈴鹿市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

鈴鹿市長 末 松 則 子

令和6年度鈴鹿市一般会計補正予算（第3号）

（ 別 紙 ）

理 由

衆議院の解散に基づく衆議院議員総選挙の執行に伴い、当該選挙に係る歳入歳出予算の補正を行うについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。





専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月7日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解







専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月7日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市手数料条例の一部改正



## 専 決 処 分 書

鈴鹿市手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

### 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後						
別表第5（第2条関係）						
建築基準法（昭和25年法律第201号）関係						
手数料を徴収する 事務	手数料の名称	手数料の金額				
		区分			金額	
略						
4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	36,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方	1件につき	51,000円



改正前

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する 事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
略			
4 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了通知	ア 建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方	1件につき 51,000円

		メートル以内のもの		
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	67,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	95,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	171,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	244,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	449,000円
イ	建築物の移転をし、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		

		メートル以内のもの		
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	67,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	95,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	171,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	244,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	449,000円
イ	建築物の移転をし、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		

5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了通知		ア	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	1件 （昇降機にあつては、1基）につき	41,000円
			イ	建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）を設置する場合	1基につき	24,000円
6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了通知				1件につき	29,000円
7	建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関する同法第	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に関する特定工	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メー	1件につき	21,000円

5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査又は同法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了通知		ア	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	1件 （昇降機にあつては、1基）につき	41,000円
			イ	建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）を設置する場合	1基につき	24,000円
6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了通知				1件につき	29,000円
7	建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関する同法第	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に関する特定工	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メー	1件につき	21,000円

7条第1項の規定に基づく当該建築物に係る完了検査又は同法第18条第28項に規定する特定工程に係る建築物に関する同条第20項の規定に基づく当該建築物に係る完了通知	程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	トルを超え、100平方メートル以内のもの	き	
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	49,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	64,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	89,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	164,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	237,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	443,000円

7条第1項の規定に基づく当該建築物に係る完了検査又は同法第18条第19項に規定する特定工程に係る建築物に関する同条第16項の規定に基づく当該建築物に係る完了通知	程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	トルを超え、100平方メートル以内のもの	き	
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	49,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	64,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	89,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	164,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	237,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	443,000円

		イ 建築物の移転をし、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に関する特定工程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
8	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	33,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	47,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	62,000円



		イ 建築物の移転をし、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に 関する特定工程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
8	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	33,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	47,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	62,000円

			方メートル以内のもの		
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	84,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	143,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	204,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	391,000円
9	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき	120,000円

			方メートル以内のもの		
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	84,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	143,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	204,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	391,000円
9	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき	120,000円

の認定申請に對 する審査				
略				
備考				
略				

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

の認定申請に 対する審査				
略				
備考 略				

